

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議長は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議案審議等の結論を出す場合にあつては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議員は、自由かつ達な討議を経て、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第10条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める与那原町議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第2号）に基づき議員個人に対して交付するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。